

平成29年11月16日

佐倉市長 蔵 和雄 様

佐倉市監査委員 山 口 勉
佐倉市監査委員 松 田 和 哲
佐倉市監査委員 川名部 実

平成29年度財政援助団体等監査報告

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

記

第1 監査の対象団体及び所管課

1 補助金交付団体

(1) 社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会

所管課 福祉部社会福祉課

(2) 公益社団法人 佐倉市観光協会

所管課 産業振興部産業振興課

2 出資団体

(1) 公益財団法人 佐倉国際交流基金

所管課 企画政策部広報課

第2 監査の主眼及び方法

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、団体の種別により以下の観点に基づくほか、佐倉市監査事務処理規程に準拠し、試査による照合・質問・分析等、通常実施すべき手続きを選択適用した。

なお、着眼点は以下のとおりである。

1 補助金交付団体

(1) 補助金等に係る申請手続きは、適正に行われているか。

(2) 補助金等に係る事業は、目的に沿って計画的に執行され効果を上げているか。

(3) 補助金等に係る会計経理は、適正に行われているか。

(4) 補助金等の精算は、適正に行われているか。

2 出資団体

- (1) 出資目的に沿った事業運営が行われているか。
- (2) 定款及び諸規程は、整備されているか。
- (3) 資金の運用は、適切に行われているか。
- (4) 財務諸表は、法令等に準拠して作成されているか。

3 所管課

- (1) 補助金等に係る交付手続きは適正に行われているか。
- (2) 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。
- (3) 出資目的及び出資金額等は妥当か。
- (4) 出資団体の経営及び財政状態を把握しているか。

第3 監査の日程

平成29年7月18日から平成29年11月15日まで

第4 監査の範囲

- 1 財政的援助にかかわる出納及び事務
- 2 団体の出納及び事務

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

※指摘事項 : 法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求める事項もしくは経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）

※意見 : 法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員の提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

1 補助金交付団体

(1) 社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会に関する事項

ア 指摘事項

(ア) 危機的な財務状況への対応について（佐倉市社会福祉協議会）

佐倉市は佐倉市社会福祉協議会（以下、社協という。）に対して人件費の補助を行っているが、社協の赤字決算が常態化していることを理由として、平成29年度から人件費を増額している。

しかし、社協の経営構造、会員増強策等からして赤字体質脱却のための抜本的対策とはなっていない。従来から社協は資金繰りが逼迫していることを

理由として、社協の経理規程に沿った事業区分間、拠点区分間又はサービス区分間において、資金の一時繰替使用を行っており、同一会計年度内に返済し精算を行うなどの実態があるが、早急に財務内容の改善に取り組む必要がある。

危機的な財務状況を社協として強く認識し、その改善にあたっては、収益事業等独自施策の拡大策及びコスト意識の醸成等抜本的改革をされたい。

イ 意見

(ア) ボランティア活動助成について（佐倉市社会福祉協議会）

ボランティア団体の活動促進を図るため、同団体へ助成金を支出しているが、ボランティア活動助成事業の目的は、ボランティア活動の育成にあることから、ボランティア団体の登録について、その可否決定は、社協の事業方針を踏まえた基準を定め、活動内容を精査し、助成金の支出が固定化、硬直化することのないよう、意識して行われたい。

また、今後は、地域福祉の向上にいかに関与しているかの評価制度を設けて、助成金の有効性を判定されたい。

(イ) 地域福祉ネットワーク推進事業における助成金の在り方について（佐倉市社会福祉協議会）

地域福祉ネットワーク推進事業について、社協の事業運営方針、事業計画を踏まえ、地区社会福祉協議会（以下、地区社協という。）を含む統括管理を徹底するとともに、会費収入の６割を還元している地区社協に対する助成金の有効性及び事業評価を社協において実施されたい。

(ウ) 佐倉市社会福祉協議会に対する指導監督について（社会福祉課）

社協は事業推進にあたり、市内１４の地区社協に対し会費収入の６割を還元して事業活動を行っている。しかし、地区社協の活動に対する評価、市の施策との関連付けが希薄なまま資金提供をしている状況が垣間見られる。

佐倉市は、補助金を支給している立場から、市が目指す地域の福祉施策を社協の事業計画に反映させ、その結果を適正に評価すべきである。そのためには、地区社協を含む統括管理の体制を早急に整備するとともに、今後は市の施策展開に即した資金提供の在り方を検討されたい。

(エ) 社会福祉センターに関する費用負担の在り方について（社会福祉課）

社協が保有する社会福祉センターの一部は佐倉市が無償で使用し、他方、２階部分等を使用している社協の水道光熱費、電話代、建物修繕費等センターの維持に要する費用は市が全額負担している。土地、建物の保有及び利用形態について、賃貸借契約等法的手続き及び今後発生が見込まれる老朽化対策等を含む費用負担の在り方について、透明性をもって再検討されたい。

(2) 公益社団法人 佐倉市観光協会に関する事項

ア 指摘事項

特になし。

イ 意見

(ア) 日本遺産認定を受けての観光振興について（佐倉市観光協会、産業振興課）

佐倉市は、平成28年度に日本遺産「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」に認定された。このことは、市の観光資源をアピールする好機と捉えるべきである。

しかし、平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画では、日本遺産の認定に関する事業がなく、佐倉市及び佐倉市観光協会（以下、観光協会という。）とも日本遺産への取組が希薄であることから、早急に対応策を講じられたい。

(イ) 観光振興への取組み強化について（佐倉市観光協会、産業振興課）

観光協会は、市の観光振興の中心を担うべき団体であり、そのために公費による助成を受けている点を十分に踏まえた上、観光振興に積極的に取り組まれたい。

また、観光協会は常勤職員が1名と脆弱で、財務内容も厳しい状況にある。さらに、観光事業としては年数回開催されるイベントに頼り過ぎている。市は、観光振興の基本方針と包括的事業計画を定めた上で、観光協会の役割を明確にし、観光協会が施策展開に寄与し得るよう補助金の在り方を見直すなど、観光協会の財務体質を改善するための抜本的対策を講じられたい。

(ウ) 佐倉市観光協会に委託している舟運事業の在り方について（産業振興課）

佐倉市が購入した小型船舶2艘を印旛沼周辺地域の舟運事業として観光協会に無償で貸し付け、渡し運航、貸切船の運航、乗合船の運航にあてているが、乗船料は市の歳入となっている。観光協会は船舶の維持管理及び運航を市から委託されているために乗船料が市の歳入となっているが、これでは船舶を運航する際の企画や経営努力等が観光協会の収益とはならず、その結果、経営上の責任も定かではない。観光協会の経営努力が報われる舟運事業の在り方について検討されたい。

2 出資団体

(1) 公益財団法人 佐倉国際交流基金に関する事項

ア 指摘事項

特になし。

イ 意見

(ア) 財源の確保策としての事業の拡充について（佐倉国際交流基金）

平成28年度決算書の収支計算書によると、佐倉国際交流基金（以下、基金

という。)の収益の柱は、基本財産運用収入と事業収入の2本である。

しかし、基本財産運用収入は、近時、運用利率が低迷していることを反映して、前年比1,942,099円減の3,259,972円にとどまっている。その結果、従前開催されてきた佐倉・国際交流のつどいが中止に追い込まれるなど、計画通りの事業が遂行できない事態が生じている。

今後も大幅な金利の上昇が見込まれないことから、基金の事業を継続するためには、事業の拡充による事業収入の増加など、基本財産運用収入に頼らずに収益を上げる仕組みを作り上げる努力をされたい。

(イ) 佐倉国際交流基金事業への積極的な関与について（広報課）

基金を所管する広報課は、基金の出資者として、基金が計画・実施する個々の事業への関与のほか、事業改革の提言を積極的に行うとともに、今後増加が見込まれる市内在住の外国人の生活支援事業の一層の拡充強化に向け、委託事業の見直しをされたい。